

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出について
の面談

2. 日時：令和5年3月22日(水) 15時00分～16時50分

3. 場所：テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

田村室長補佐、堀越室長補佐、有田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 技術部
次長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
技術副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、3月1日に発生した核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出が法令報告事象に該当するか否かについて、原子力機構と面談を実施し、原子力機構から、3月14日の面談での原子力規制庁からのコメントを踏まえて、配付資料に沿って、説明を受けた。

(2) 原子力規制庁からは、主に以下のことをコメントした。

○ 汚染面積を2㎡として表面密度を算出しているが、根拠が不明確。配付資料で引用している日本産業規格にもあるとおり、放射線測定器の入射窓面積から算出する方法が一般的な方法である。

(3) 原子力機構から、主に以下の回答があった。

○ 放射線測定器の入射窓面積から算出すると、少量の核燃料物質が漏えいして入射窓面積よりも狭い範囲を汚染すると表面密度限度を超えるおそれがある一方、多量の放射性物質が広範囲を汚染すると表面密度限度を下回るおそれがある。

○ 「核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）」では、「漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のとき」は法令報告事象に該当しないと規定しているが、この条文はどのように解釈するのか

(4) 原子力規制庁から、検討の上、後日改めて面談を行う旨回答した。

(5) 原子力機構から、了解した旨回答があった。

6. 配付資料

「プルトニウム燃料第三開発室 (Pu-3) の管理区域内における靴底及び床面からの汚染検出が法令報告に該当しない理由について」